

公益財団法人似鳥文化財団
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人似鳥文化財団（以下「当財団」という。）定款第 12 条および第 26 条の規程に基づき、役員等の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬の意義)

第2条 この規程における役員等報酬とは、当財団が役員等に対し役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 代表理事は、理事会の同意ならびに評議員会の承認を得て、役員等に報酬を支給する。

(決定基準)

第4条 役員等の報酬は、理事会の同意ならびに評議員会が承認した報酬総額の限度内で、経営内容、世間水準、責任の度合等を考慮して、理事会が定める。

(役員等報酬の支払と控除)

第5条 非常勤役員等の報酬は、役員等会議出席ないし監事監査等の職務執行に対し支給する。
2 所得税等は、報酬から控除して支給する。

(報酬基準)

第6条 非常勤役員等報酬額は当該会議に出席した場合等の日額として 50,000 円を上限とし、1 人あたり年間総額は 500,000 円を上限として支給する。
2 前項にかかわらず、副理事長ならびに常務理事には定時月額役員報酬を支給する。
3 副理事長ならびに常務理事の定時月額役員報酬は 50 万円を上限とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬の改訂)

第7条 役員等報酬の改訂は、原則として役員等改選時に検討する。

(役員等退職慰労金)

第8条 役員等が退任するときは、退職慰労金を支給することができる。
2 金額については、理事会、評議員会の承認を経て決定する。

(補則)

第9条 この規程で定めるもののほか、その他必要な事項は評議員会が定める

附 則

この規程は、2017 年 6 月 28 日から施行する。

この規程は、2018年9月30日から施行する。
この規程は、2021年6月8日から施行する。